

京都建築事務所

想いをカタチに、想い以上の感動を



株式会社 京都建築事務所
代表取締役社長 細見 建司

〒604-8083

京都市中京区三条通柳馬場東入
中之町10番地

TEL:075-211-7277

FAX:075-211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>



医療福祉施設の新築、増築、改修等、お気軽にお問合せください。

オンラインシンポジウム

日韓の若者とともに考える労働と居住の未来像

2025年7月2日(水) 14時～17時

働く人の権利を侵すスキマバイト、不安定就労、低い最低賃金、
青年の居住貧困等、共通の労働・居住問題の解決策について、一緒に考えます！

参加費
2千円

◆プログラム

14:00～15:30 現状説明 岡部 茜 (大谷大学) / 朴 仁淑 (総合社会福祉研究所)
労働分野 キム・ジヒョン (韓国・青年ユニオン 事務局長)
富永 華衣 (首都圏青年ユニオン 副執行委員長)
居住分野 キム・カウオン (韓国・ナメクジユニオン 事務局長)
小林 大悟 (NPO 法人釜ヶ崎支援機構 事務局長)

15:40～17:00 討論・質疑応答 司会) 岡部 茜 ※通訳あり

〈問合せ〉総合社会福祉研究所

TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895

ホームページ: <http://www.sosyaken.jp/>

E-mail: mail@sosyaken.jp

申 →
込
み
か
ら



震災から1年半 すすまない復興のもとで



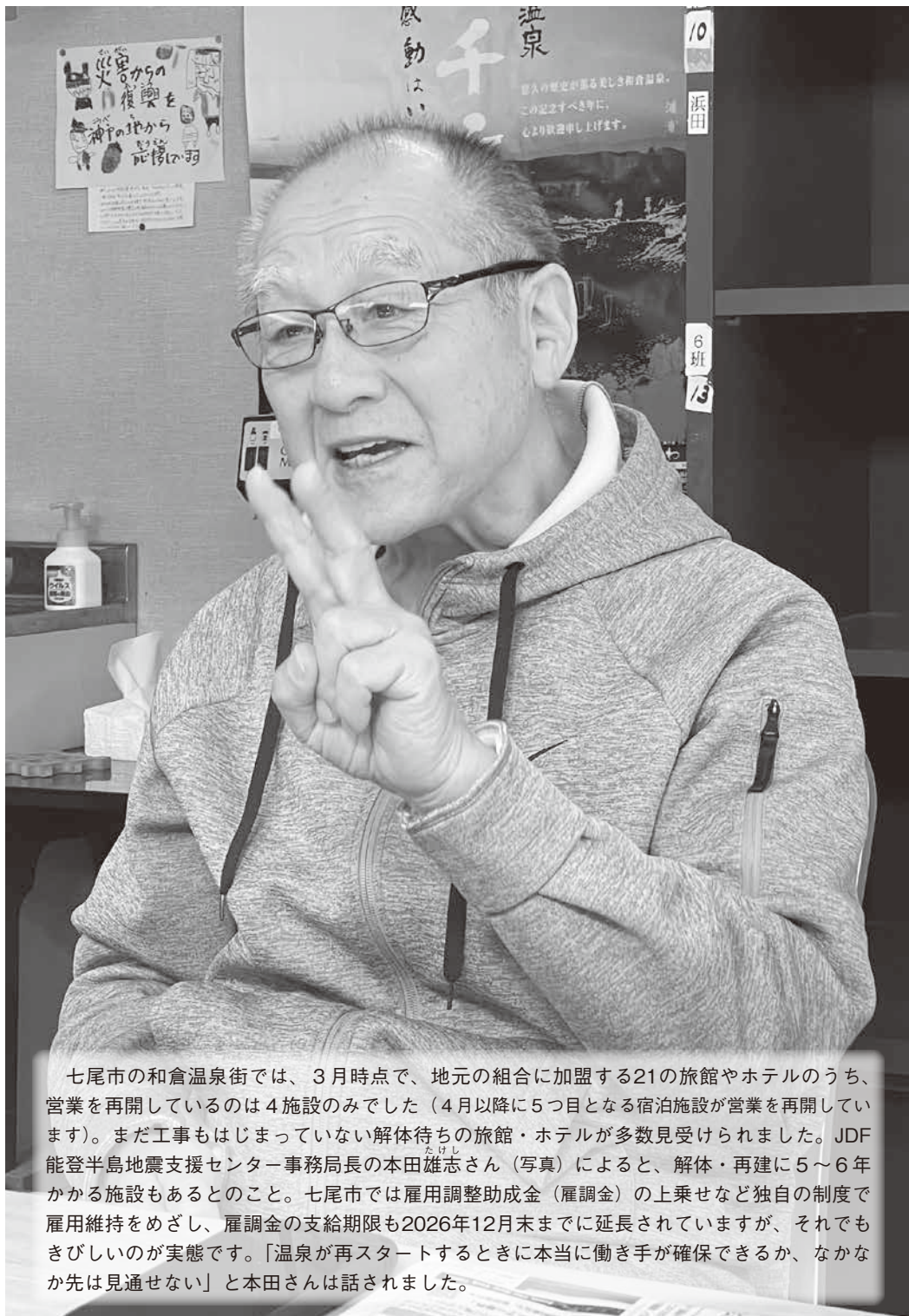
2024年1月1日の能登半島地震発生から1年半が経とうとしています。石川県によると、整備が計画された能登半島地震の仮設住宅6,882戸と、昨年9月に発生した豪雨災害の仮設住宅286戸のあわせて7,168戸はすべて完成し、今年4月4日を最後に仮設住宅への入居がすべて完了したとしています。しかし、現地でお話をうかがうと、遅々としてすすまない復興、先が見えない生活への住民のみなさんの不安は、解消されているとはまったく思えません。

(写真は地震によって約3.5kmにわたり崩壊した護岸)



もとみちゅう

七尾市にある本府中町第1団地（仮設住宅）にお住まいのみなさんからは「自宅が全壊し、家を片づけて解体できるまで1年以上かかった。やっと解体ができて再建したいと思っても、年金暮らしだと、国からのお金と地震保険では再建の費用が足りない。家を建てようと思ったら業者に10メートルの杭を打たないといけなと言われて、悩んでいる」「1坪130万円とか150万円とか信じられない費用がかかる。昔みたいにみんなが集まれる大きな家ではなくて、たかだか30坪ほどでも4000万円以上の費用がかかると言われて、悩んでいる。夜も寝られない」とのお話をお聞きました。仮設住宅に入れたから当面は安心ではあるけれど、これからの生活をどうしたらよいのか、先が見えない不安をお聞きました。



七尾市の和倉温泉街では、3月時点で、地元の組合に加盟する21の旅館やホテルのうち、営業を再開しているのは4施設のみでした（4月以降に5つ目となる宿泊施設が営業を再開しています）。まだ工事もはじまっていない解体^{たけし}待ちの旅館・ホテルが多数見受けられました。JDF能登半島地震支援センター事務局長の本田雄志さん（写真）によると、解体・再建に5～6年かかる施設もあるとのこと。七尾市では雇用調整助成金（雇調金）の上乗せなど独自の制度で雇用維持をめざし、雇調金の支給期限も2026年12月末までに延長されていますが、それでもきびしいのが実態です。「温泉が再スタートするときに本当に働き手が確保できるか、なかなか先は見通せない」と本田さんは話されました。



今年の第30回社会福祉研究交流集会（8月30～31日）は、七尾市の会場を拠点に開催します。2日目は、奥能登方面への視察も予定しています。「能登に住み続けたい」「地域を守りたい」と願う人たちと直接ふれ合い、思いをうかがいながら、住民が願う復興の方向を一緒に考えていきたいと思います。宿泊場所等の関係で定員がありますので、ぜひおはやめに参加をご検討ください！（写真は、今年3月9日に七尾商工会議所を拠点にオンラインで開催した合宿研究会のようす。）

（写真・文 申 佳弥）

●特集● 能登半島地震 被災地のいまと広域避難
～第29回合宿研究会～

能登半島地震 被災地のいまと広域避難

〈報告者〉水上幸夫／黒岡有子／藤本圭志／長友薫輝	10
〈取材記〉本府中町第一団地仮設住宅をたずねて	20
輪島に帰りたいのに帰れない	21
震災をきっかけにみえてきた地域の困りごと	22

●トピックス●

イタリアの災害復興とボランティアの役割〈前編〉

丹波 史紀 24

高齢期の労働と生活のあり方を考える

——高齢者の仕事と生活実態調査から 石川 由美 28

もうすぐ選挙！ いのちの予算を削る大軍拡を許さない

石川 康宏 36

新法を知り、活用し、実効性あるものに

申 佳弥 42

第30回社会福祉研究交流集会in能登のご案内

44

●連載●

阪神・淡路大震災発生から30年 第3回

生きる力を支えた仮設住宅での実践（前編） 土谷千津子 48

なかまと職員と家族と、ともに築く暮らしの場

「どこで、誰と」そして「どのように」を大切に 羽生田千草 52

続・ヘルパー歳時記 ヘルパーの気づきの視点①

56

WORK WORK——わくワク——

一人ひとりの個性が商品製作に 就労継続支援A型事業所GROOVE 60

JOB&ACTION 全国福祉保育労働組合（51）

「ホンネのトーク会」にとりくんで 62

私の履歴書 社会福祉経営全国会議（51）

主人公として「生きる・働く」よろこびを 橋之爪 栄 64

阿修羅がゆく わたしが好きな釜ヶ崎（71）

水野阿修羅 66

育つ風景 保育園で習い事を別料金で

清水 玲子 68

映画案内 『悪は存在しない』

吉村 英夫 70

現代の貧困を訪ねて

生田 武志 72

釜ヶ崎で毎冬続く野宿者の死

似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート

コミュニケーションは気をつけて！ ラッキー植松 74

ホームレスから日本を見れば

ありむら潜 76

花咲け！ 男やもめ

川口モトコ 77

●表紙の絵●

神門やす子



婦人相談員から 女性相談支援員へ

明石市女性相談支援員 畔上 裕子

私ははじめて「婦人相談員」になったのは二〇〇八年の夏のこと。この仕事は、二〇二四年四月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）によって「女性相談支援員」と名前を変えましたが、その間、通算一七年で三つの職場（自治体）を経験し、現在に至っています。

女性相談支援員はソーシャルワーカーですが、福祉現場の方でも聞いたことがない、あるいは出会ったことがないという方もおられましょう。現在、全国の自治体でおよそ一六〇〇人の仲間が働いており、配属先は都道府県の女性相談支援センター（旧称婦人相談所）や市区等の福祉事務所、子育て関連部署など多岐にわたっています。ひとり親相談などと兼務の場合も多く、所属先によって担当する支援内容にもバリエーションがあります。私自身は、現在の職場では電話や面接での女性相談、緊急一時保護やDVなど暴力被害者への個別支援のほか、社会資源の創出などの施策立案・事業企画と実施も担当しています。これは正規公務員であることと併せ、女性相談支援員としてはかなりめずらしい働き方かもしれません。相談員になる前に、一般企業、市民活動や男女共同参画センターなどで働いてきた経験が活かるかたちになっていることはありがたい限りです。

もともと、かつての婦人相談員は非常勤職で、福祉の専門家ではない人が大半でした。婦人相談員の根拠法は、一九五六年に制定された売春防止法です。設置初期には合法であった売春が非合法化されるその過渡期に、業者や性売買に従事する女性に会いに行っ



あぜがみ ゆうこ

1967年長野県生まれ、福島県育ち。現職は明石市女性相談支援員。2001年に制定されたDV防止法に市民活動の立場から関わった後、女性支援のほか生活困窮者支援、自殺防止等幅広く相談実践に携わる。法政大学人間社会研究科福祉社会専攻修了。修士（福祉社会）。

て仕事をしていたそうですから、支援の専門性もさることながら、胆力と奥ぶかい人間理解がなければ務まらない仕事であったと思います。良き「妻」「母」「娘」という枠からはみ出した（はみ出さざるをえなかった）女性は援助の対象外とされていた時代、生活保護法や母子福祉制度からもこぼれ落ちてしまう女性の大きなセーフティネットが売春であった時代に、「転落の恐れのある女子」という今から見れば差別的な文言を逆手にとって、シングルマザーやDV被害者、性暴力被害者、外国籍女性等に対する支援をおこなってきたその積み重ねが、売春防止法が制定された約七〇年後に女性福祉の視点を明確にした困難女性支援法として結実したのです。

同法において、女性相談支援員は「困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、および専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員」と規定されています。「その立場に立って」という当事者性の重視と、「専門的技術に基づいて」という専門性の確立との間を揺れ動きながらおこなう支援は、むずかしい反面、個人的なことと社会的なことの間を行き来する視力、行動力を鍛えてくれるように感じています。いずれ「女性相談」は、対象者の性別を超えて広くジェンダーに起因する困難を扱う相談へと発展していくのではないのでしょうか。

婦人相談員の草分けの一人である兼松左知子さんは、最後の仕事を「性と生のアドバイザー」として勤められました。よりよく生きるために一人ひとりの性が大切にされることを願って、私も地道にとりくんでいきたいと思っています。

「能登で暮らしたい」をともに考えつづける

石川県のホームページでは、「令和六年能登半島地震被災者に向けた住まい再建にかかる意向調査結果」が公表されています。昨年一二月から今年三月にかけておこなわれた調査で、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）および公営住宅に入居中の世帯一万二四六件を対象におこなわれ、回答世帯数は八四一〇件、回収率は八二・一％です。郵送による調査で八割を超える回収率は非常に高く、それだけ住民が住まいの再建について不安を抱え、行政に対して希望を伝えたい、県としてきちんと対応してほしいと望んでいることがわかります。

調査結果をみると、回答者の約八割が六〇代以上で、もっとも多いのが「七〇代」の約三割です。被災時の住宅種別は「持家」が九割。住宅の被災状況は、「半壊以上で解体」と「全壊」合わせて約八六％と、ほとんどの人が元の住宅を失っています。しかし、調査時点で「住まいの再建に向けて動き出している」人は約二割でした。

住まい再建の方法（希望）については、二六・二％が「自宅建て替え・新築」、一四・七％が「被災住宅の修理」、六・七％が「建売・中古を購入」と約五割が「自宅再建」を考えているいっぽうで、災害公営住宅をふくむ「公営住宅への入居」が約三割となっています。そして、住まい再建を希望する場所につ

いては、「被災した住所と同じ住所」と「被災した住所と同じ市町だが違う住所」を合わせて七割を超えており、多くの方が住んでいた地域に戻ることを希望されていることがわかります。

しかし、住まい再建の完了見込みについては、「わからない」が三六・八%とともも多く、次が「災害公営住宅の建設時期による」の二〇・五%です。住まい再建にあたっての課題は、多い順に「工事・修理の費用が高額」(三九・三%)、「住まいの再建に必要な費用の計画が立たない」(三〇・六%)、「(災害)公営住宅に入居できるかわからない」(二八・九%)となっています。約五割の方が「無職」、約六割の方が「年金収入」で生活をしていると答えており、この調査結果からは、多くの方がこれからの住まいや生活に不安を感じておられることが、ひしひしと伝わってきます。

今年四月、すべての仮設住宅への入居が完了したことが報道されました。しかし、特集で紹介する現地のみなさんの声からは、先の見えない不安や制度の対象とならない人が取り残されている現実、表には見えにくいさまざまな被害や不安があることが見えてきます。トピックスでは、災害復興についてイタリアに視察に行かれた丹波史紀さん(立命館大学)のレポートを紹介しています。イタリアの仮設住宅は、広さが日本の二倍、無償かつ無期限で入居でき、仮設住宅を出たあとの住まいについても保障されているとのこと。住居は「私財」であり自己責任という認識の強い日本と、住まいの保障は「基本的人権」だと考えるイタリアとの違いは歴然としています。能登の復興の方向性について、これからも現地の人たちとじっくりと考えていきたいと思います。

(編集主任 申佳弥)